

平成31年度（令和元年度）
包括的な国際資源管理体制構築事業のうち輸入まぐろ類流通管理事業
成果報告書

（受託者）

住	所	東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル6階
氏	名	一般社団法人漁業情報サービスセンター
会	長	和田 時夫

住	所	東京都新宿区市谷田町2-3 守ビル2階
氏	名	株式会社マイトベーシックサービス
代表取締役		山形 和弥

住	所	東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9階
氏	名	一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構
代表理事会長		魚住 雄二

1. 事業の実施状況

ア 調査項目及び調査対象

平成31年度包括的な国際資源管理体制構築事業のうち輸入まぐろ類流通管理事業仕様書に基づき、事業を実施した。

イ 事業実施期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

ウ 事業の成果（又はその概略）

（1）IUU（違法、無報告、無規制）漁船による違法漁獲物を排除するポジティブリスト調査のために、各地域漁業管理機関作成の複数の正規許可船・蓄養場リストの更新を随時反映させる、ポジティブリスト一括検索システム（「まぐろ類正規許可船・蓄養場検索システム」；通称“漁船くん”）を独自に開発している。

週2回の冷凍まぐろ類事前申請受付時（紙ベース）と、平成31年1月11日からのNACCS 貿易管理サブシステムを活用した電子申請内容の確認時には、この“漁船くん”を使用して漁獲漁船名とポジティブリストの照合を行った。

事前申請時に水産庁が提出を求めている各種証明書類が添付されているかの確認、各証明書間の相違の有無の確認等も併せて行った。

冷凍まぐろ類の事前申請件数は近年増加の傾向にあり、平成31（2019）年4月2日から令和2年（2020）年3月24日までの紙ベースの申請は、証明書まぐろの申請が3,231件、証明書まぐろと非証明書まぐろを同時に申請する「混じり」の申請が1,084件、非証明書まぐろの申請が3,374件あり、合計では7,693件あった。

平成30（2018）年4月より冷凍まぐろ類の事前確認業務が農林水産省に一元化されたことに伴い、申請方法も変更になっている。確認内容も複雑になり、作業に要す

る時間が増えたため、週2 回水産庁に赴いて作業に当たる者を、申請件数に応じて2 名から3 名に増員している。件数が増加しても正確に迅速に確認作業を行えるよう、社内研修も充実するよう努めた。

- (2) 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸入国による遵守状況を調査するため、各地域漁業管理機関の勧告に基づき提出された、①めばち・めかじき統計証明書、②くろまぐろ・みなみまぐろ漁獲証明書、を独自に開発したシステムにより入力・集計・分析し、また本システムの改修・管理・運営を行った。

特にめばちとめかじきは、チャーター船による漁獲と、その船籍国への輸出後に日本に再輸出されるもの（例：台湾籍船をソロモン諸島がチャーター、その後台湾に輸出され、台湾から日本に再輸出）が増加し、統計/再輸出証明書の組み合わせが複雑化している。これらに対応するため、入力および校正担当者の社内研修の充実、入力システムの改修等を行った。

- (3) 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸出国による遵守状況を調査するため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき提出された、①冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）、②冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）、③メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告書、④みなみまぐろの輸入に関する報告書を、独自に開発したシステムにより入力・集計・分析し、本システムの改修・管理・運営等を行った。

冷凍まぐろ類の事前確認申請の水産庁への一元化に伴い、原産国が同一で日本への運搬船も同一の場合は、複数の漁獲船または蓄養場からの漁獲物を1 件の事前申請として申請できるようになった。これにより、1 件の申請に複数の「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）」が添付されるようになった。このため、「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）」の提出方法も変化した。

これらに対応するため、入力・校正担当者を増員し、社内研修の機会を増やした。これにより、統計/漁獲申請書のない非証明書まぐろも含めた、冷凍まぐろ類の申請状況や実輸入量把握のためのデータの充実に努めた。

- (4) 「外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書」の入力・集計・分析システムを開発し、平成29（2017）年9 月よりテキストデータの入力を始めたが、今年度も引き続きデータの作成を行った。
- (5) 水産庁が各地域漁業管理機関に提示する各種集計・データを所定の形式で作成した。また随時必要に応じて、各種テキストデータの抽出、資料作成、画像データの提出を行った。
- (6) 平成30（2018）年4 月より、水産庁において確認書を作成し発行することになった。この変更に対応するため平成29 年度末に、輸入業者等が提出する確認申請書の記載内容から確認書発行用データを作成し、これをもとに確認書を印刷するシステムを作成した。このシステムは確認書印刷のほかに、発行状況管理・申請内容の把握および分析を行うプログラムも併せ持っているが、一部のみの開発であったため、今年度も改修を加えた。令和への元号の改元があったため、プログラムの改修を行った。また、農林水産大臣が交代になったため、確認書印刷用テンプレートの変更にも対応した。
- (7) 輸入業者等から水産庁へ提出される事前確認申請書類のうち「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）」の入力業務を実施した。当該入力作業により作成したデータ等は、MYT に提供した。なお、主要2 業者から提出される様式1 の入力業務は、当初3 か月の予定であったが、その後想定されていた提出文書の電子化（CSVデータ化）が実現しなかったため、手入力を継続せざるを得なかったことから、一年を通じてその業務を実施した。また、マグロ漁船の船名のRFM

○、IMO等の登録状況をモニターし、OPRT登録と照合のうえ、判別した変更に関連したデータを提供した。

- (8) 我が国へのマグロ類輸入実態の迅速な把握を図るため、まぐろ類の輸入に関する事前確認制度の下で定められた「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）」の提出状況をモニターし、毎月1回（中旬16日過ぎ）基準日（基本的に直前の火曜日又は木曜日のいずれか近い方）に提出期限を超過している件について、該当輸入業者等に通知し、迅速な提出を督促した。必要に応じ、業者側からの照会に対応した。
- (9) 台湾については、水産庁から日台間の協議結果の履行状況の確認とともに、漁船別・魚種別・製品形態別の実輸入量の速やかな提出が求められていることから、輸入事前確認の下で、実際に輸入されたまぐろ類について提出される様式2の魚種別・製品形態別通関数量を確認する作業を台湾産のマグロ類について行った。
なお、疑念のある案件については速やかに水産庁に報告するとともに、必要に応じて、関連輸入業者等への照会を行った。得られた漁船別・魚種別・製品形態別通関数量のデータをMYTに提供した。
- (10) 財務省の貿易統計を入手し、クロマグロ・ミナミマグロの国別・年月別・製品形態別輸入量に関する分析・集計を行った。
- (11) JAFICは、水産庁で受付処理が終わった統計証明書・漁獲証明書・申請書類・報告書類の内容確認と、電子ファイル化を実施した。
- (12) 電子ファイル化した各種書類は、平成31年度受付分をJAFIC事務所内の鍵付ロッカーに保管、平成28・29・30年度分を箱詰めして倉庫内に保管した。なお平成28年度受付分は、平成31年度内に水産庁での事務手続きの関係で返還できなかった。